

平成19年度第3回函館市男女共同参画審議会会議録

開催日時	平成19年12月19日 水曜日 18時00分から
開催場所	函館市役所 8階第2会議室
議 題	(1) 会長および副会長の選出について(公開) (2) 平成18年度「はこだてプラン21」施策の推進状況について(公開) (3) (仮称)第2次函館市男女共同参画基本計画の策定について(公開) (2) その他(公開)
出席委員	廣瀬 努 委員 大門 春代 委員 藤井 良江 委員 柳 順也 委員 石塚 みち子 委員 長谷 くに子 委員 島森 靖雄 委員 植松 敏夫 委員 青山 精一 委員 成田 和子 委員 小林 恵理子 委員 古川 満寿子 委員 (計12名)
欠席委員	なし
傍聴者	なし
事務局 出席者 職氏名	市民部長 斎藤 俊一 市民部次長 厚谷 享子 男女共同参画課長 下中 修子 主査 杉村 はるみ 主査 渡邊 俊哉 主事 宇枝 睦晃

司 会

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
それでは、会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。
本日配布いたしました、次第、座席表、イコール・パートナー、DVサポーター養成講座実績報告、女性センター便り、「はこだてプラン21」施策の推進状況、2次計画素案。先日、郵送させていただきまして、6ページものの資料、女性センター業務概要です。

本日の会議は、委員12名、全員の方が出席されておりますので、男女共同参画推進条例施行規則第12条第7項の規定により、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

この会議は、原則公開であります。本日は傍聴人はおりません。

それでは、ただいまから、平成19年度第3回函館市男女共同参画審議会を開会いたします。

開会にあたり、市民部長の斎藤俊一より、ご挨拶を申し上げます。

市民部長

皆さん、こんばんは。市民部長の斎藤でございます。

本日は、平成19年度第3回函館市男女共同参画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、平素より、市政の推進にご理解とご協力を賜りまして、心からお礼を申し上げます。なお、このたびの審議会委員就任にあたりまして、何かとご多忙にもかかわらず、委員をお引き受けいただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに呼応して都道府県をはじめとする地方公共団体においても、条例の制定や基本計画づくりなど着々と進められており、当市におきましても、平成10年から、男女共同参画推進のための基本計画である「はこだてプラン21」に基づき、各般の施策を展開してきたところでございます。

また、平成17年には、「函館市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づき、男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、この審議会を設置したものであり、このたび、2期目がスタートしたものでございます。

市におきましては、昨年度より、第2次の基本計画の策定に取り組んでおり、本年6月には、計画素案について、審議会より答申をいただきました。継続して委員をお願いしている皆様におかれましては、大変熱心に、また、慎重に審議を進めていただきましたことに、この場をお借りしお礼申し上げます。

お陰をもちまして計画素案ができ、現在はパブリックコメントを経て、庁内協議を進めておりますので、引き続きお力添えのほど、よろしく願いいたします。

結びとなりますが、委員の皆様には、本審議会におきまして、忌憚のないご意見をいただき、本市の男女共同参画社会の実現に向け、特段のご高配を賜りますよう心からお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶といたします。今後ともよろしく願いいたします。

司 会

それでは、委員の皆様を、紹介させていただきます。

(各委員紹介)

次に事務局を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

それでは、早速、議事に入りますが、会長を選出するまで、事務局の方で議事を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。(拍手)

司 会 それでは、市民部長を仮議長として、議事進めてまいります。市民部長、仮議長席へお願いいたします。

仮議長 (斎藤部長) それでは、会長の選出までの間、僭越ではございますが、仮議長を務めさせていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

まず、議題1であります「会長と副会長の選出について」ですが、会長と副会長につきましては、男女共同参画推進条例施行規則第12条第2項により、委員の互選により、定めることになっておりますが、選出方法については、いかがいたしましょうか。

大門委員 事務局に一任いたします。

仮議長 (斎藤部長) ただいま、事務局に一任という声がありましたが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。(拍手)

仮議長 (斎藤部長) では、事務局より提案してください。

事務局 (下中課長) 事務局といたしましては、藤井委員に会長をお願いしたいと考えております。藤井委員につきましては、第1期でも、委員としてお力添えいただきましたほか、平成10年の「はこだてプラン21」の策定時から関わっていただき、また、「はこだてプラン21」市民推進会議におきましても、会長を務めていただくなど、男女共同参画の推進にご尽力いただき、ご経験も豊富であり、是非、お願いしたいと考えております。

仮議長 (斎藤部長) どうもありがとうございます。ただいま、事務局の方から、会長に藤井委員をと
いうご提案がありましたが、皆様、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。(拍手)

仮議長 (斎藤部長) では、会長に藤井委員を選出することに決まりましたので、会長を議長として審議を進めてまいりたいと思います。短い間でしたが、私の任務はこれで終了いたします。ご協力を感謝申し上げます、退席いたします。では、藤井会長、このあと、よろしくをお願いいたします。

司 会 それでは、藤井会長、どうぞ会長席の方へお移り願います。

藤井会長 これからの議事の進行に際し、皆様のご協力をお願いいたします。副会長の選任に入りたいと思いますが、選出方法はいかがいたしましょうか。

大門委員 事務局一任。

藤井会長 事務局一任という声があがりましたが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。(拍手)

藤井会長 事務局よろしくをお願いいたします。

事務局 (下中課長) 事務局といたしましては、廣瀬委員に副会長をお願いしたいと考えております。廣瀬委員は、初めて、審議会委員としてご就任いただきましたが、現在、函館市男女共同参画苦情処理制度の委員を務めていただいております。

また、平成18年度まで、函館市女性センター運営協議会委員として、ここ数年は会長として務めていただきました。この協議会については、本年7月をもって廃止となりましたが、女性センターの運営等につきましては、引き続き審議会の方で調査・審議することとなりますので、これまでの永いご経験を生かし、ご協力をいただきたいと思いますと考えております。

藤井会長 副会長に廣瀬委員ということでございますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。(拍手)

藤井会長 それでは、副会長に廣瀬委員を選出することに決まりましたので、廣瀬副会長、副会長席へお移り願います。

司 会 会長・副会長が選任されましたので、それぞれ一言ごあいさつをお願いいたします。
藤井会長をお願いいたします。

藤井会長 あらためまして、藤井でございます。よろしくをお願いいたします。未熟ではございますが、役割を一生懸命努めてまいりたいと思いますので、皆様のご支援ご協力をどうぞお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。廣瀬副会長、お願いいたします。

廣瀬副会長 今、ご紹介いただきましたように、女性センターの関係では、永らくお世話になっております。皆様と一緒に男女共同参画について勉強いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

藤井会長 それでは、議事を次第に添って進めてまいります。
議題の2「平成18年度はこだてプラン21の推進状況について」ですが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局
(下中課長)

議題2に關しましての資料ですが、まず、「はこだてプラン21」の推進状況という冊子を基にして、紹介をさせていただきたいと思ひます。男女共同参画推進の経緯につきましては、新しい委員の方もいらっしゃいますので、ごく簡単に説明させていただきます。

まず、大きな動きといたしましては、国連が1975年を「国際婦人年」として定めまして、その年にメキシコで世界会議を開催したことに、はじまってあります。この時点では、女性の地位向上を目的として、各国で様々な動きが行われました。国内的に言ひますと平成3年に男女共同参画2000年プランというのが策定されまして、この中ではじめて男女共同参画というような概念が示されたところなんです。こうした国の動きを背景といたしまして、函館市では、平成8年に市民意識調査を実施し、男女共同参画に関する実態調査を行いました。

その後、平成10年に男女共同参画をめざすための基本計画として「はこだてプラン21」を策定いたしました。この「はこだてプラン21」進捗状況について、毎年、庁内的な調査を行ひましてまとめてありますが、平成18年度分をまとめたものが、この度皆様のお手元に配付させていただきました「はこだてプラン21」の推進状況(平成18年度事業実績)となっております。

こちらの冊子の1ページをお開きください。総括表がございますが、1ページから3ページまでに概要を示してあります。「はこだてプラン21」では、基本目標として5つ掲げてあり、それぞれに推進の方向や、施策の推進内容を掲げまして、それに対応する具体的な事業と関連部局名を掲載してあります。

基本目標1ですが、資料は4ページとなります。「男女共同参画社会への意識改革」ということで、これにつきましては、性別による固定的な役割分担意識というものを変えていくため、講座や講演会の開催、あるいは情報誌の発行などを通じて、意識啓発を行ってきてあります。

平成18年度の最初のところにあります。東京学芸大学の山田昌弘先生をお迎へして函館男女共同参画フォーラムを実施しました。参加者数は197名であり、アンケート調査では「よかった。」あるいは「大変よかった。」という方が48%、参加者層といたしましては、50代以上が84%、男性・女性の割合で申しますと女性が83%というような状況となっております。色々な意見の中でも「非常におもしろかった。」という意見もございました一方、「レジメの字が小さく読みづらかった。」というお話もあったことから、今年度につきましては、その点に配慮をしながら、資料づくりも行ってまいりました。

それから、5ページの下段では、学校における男女平等教育の推進ということで学校教育の現場でも様々な取り組みが進められてあります。

こうした事業については、毎年継続的に実施してありますが、意識調査等をみますと若干の変化がおきてるように見受けられます。今後も継続的に事業を進めていくことが必要であるというように考えてあります。

基本目標2ですが、資料の9ページをご覧いただきたいと思ひます。「あらゆる分野への男女共同参画促進」ということで、9ページの上段のところ、審議会等への女性の割合を記載してあり、21%となっております。8ページ下段に女性の審議会への登用の目標値は、概ね20%以上ということで「はこだてプラン21」では進めてきてありまして、目標は達成してありますが、まだまだ、十分ではない状況であります。

9ページに戻りますが、中段、市における女性管理職の登用ということで、配置状況といたしましては、次長職2名、課長職7名、係長職68名、計77名という状況となっております。政策方針決定の場への女性の参画が少ないと言われる中で、

意志決定の場にどれだけ女性が参加しているかということで、常にスケールとして使われており、その部分では女性の参画は少ないですが、例えば家庭生活においては、男性の参画が少ないと言われておりまして、9ページ下段には、男性料理教室等を開催し、男性の生活面の自立という事も促すような活動も行っております。

10ページ中段になります、男女共同参画の促進という主な事業として、昭和50年から継続的に実施しております国内研修事業ですが、昨年度も3名の方が「国立女性教育会館」および東京都の「女性と仕事の未来館」の施設見学をされてきております。当初、女性の研修の場であり、平成15年から男性も含めた男女共同参画の研修の場となった経緯もありますが、男性の参加がほとんど無く、過去1名であり、今後は男性にも積極的に参加していただくようなPRも考えていきたいと思っております。

次に基本目標3、資料の13ページをお開きください。13ページ中段の基本目標「女性の人権の擁護」とあります。この中の主な点として、男女共同参画苦情処理制度、こちらについては、条例に基づきまして、平成17年度に設置しております。この実績については、前回の審議会でもご報告させていただきましたが、平成18年度の制度の利用というのは、実質ございませんでした。そのほか、女性の人権ということでDVの問題等がありますが、DVに関しては、相談窓口を周知するための携帯カードの発行を毎年行っており、配布先についても、少しずつ拡大しております。平成18年度からは、市内のスーパーなどにも設置させていただいており、あるいは、市役所の女性トイレ等にも設置したところ、利用される方もおり、定期的にカードを補充しているような状況となっております。

14ページをお開きください。14ページ下段ですが、女性に対する暴力対策関係機関会議を設置し、連携を図っておりますが、この度は、こちらの機関会議のご協力により、DV被害者相談対応マニュアルを発行いたしました。この機関会議は、警察・医師会などを含めて28の機関・団体にご協力をいただいております。この中には、実際に相談対応にあたっている方もおりますので、その方々の共通理解をはかるとともに、もう一つ、広く一般の方々にDVに対する関心を高めていただくという意味でも、このマニュアルは、現在ホームページで公開しており、どなたでもご利用できるような状況になっております。しかしながら、DVに関しましては、相談件数は毎年千件を超えており、シェルターへの避難も年間50件近くありますので、引き続きDV防止に向けた取り組みが必要であると考えております。

次に資料15ページ、基本目標4、「働きやすい環境づくり」です。男女平等の就労機会の拡大、15ページの中段の女性センターの事業ですが、就労支援のためのパソコンとマナー教室というのを開催しております。その他女性センターではハローワークの求人情報をFAXで取り寄せまして館内に掲示するなど、女性の就労を支援するような取り組みを行ってきております。

また、同じページの下段、労務状況調査の実施ですが、これは商工観光部労働課で実施しており、労働環境の実態把握に努めております。「働きやすい環境づくり」という意味では、子育てや介護の支援というのも重要な要素になっておりまして、資料の18ページ下段になりますが、保育事業の充実、次のページ下段、介護支援体制の充実など、このようなことも進められております。

基本目標5、「みんなが安心して暮らせる環境づくり」ですが、資料20ページ中段、これにつきましては、どちらかと言いますと、保健・福祉の分野に該当してくるものですが、男女が共に生き生きと暮らしていくために、高齢者・障がい者等も安心して暮らせる環境が大切であるということで、福祉サービスの向上も、重要な要素になっております。24ページの下段の方にありますように、母子家庭等の

自立の支援ということでは、経済的な支援もありますし、25ページには、日常生活の支援ということでも、福祉サービスの推進が図られております。このように、男女共同参画を推進するうえで重要なこととして、各部局が取り組んでいる状況になっております。

冊子の説明としては以上ですが、昨年、この審議会の中で報告させていただいた時にも、実施した事業についての何らかの評価やコメントを加えることが必要ではないか、という意見もいただいております。それで、ピックアップしたものがありますので、6ページものの資料をお開きいただきたいと思っております。2ページ目になります。こちらは、実績を紹介した中でも掲載されているものですが、数字で比較対象できるものを選んでみました。まず上段ですが、平成18年度に意識調査を実施しております。5年ごとに調査をしておりますので、平成13年度との比較が可能なので、ここで比較をしてみました。

まず、1番目ですが、社会全体における男女の地位が平等であると感じている人の割合、18年度は11.5%、13年度は10.1%、数字的にはわずかながら平等感が広がっているのではないかと捉えられるかと思っております。

それから2番目ですが、DV被害の割合と被害者が誰にも相談しなかった割合、これにつきましては、18年度調査では被害を経験したという割合が12.3% (A)となります。その下の(B)が相談しなかった方の割合なんですけど45.1%、13年度はどうかといいますと被害の経験というのは、9.6%、それから相談しなかった割合、こちらの意識調査については、を付けておりますが、女性を対象とした回答率になっておりますので若干の動きはありますが、男女共に下がってきているということから、相談については、少しずつ相談する傾向が出てきているのではないかと、ただ、被害経験の割合については、DVそのものの認識が広がっていて、潜在化していたものが表面化したものなのか、実際にDV被害が増えているのか、この段階では判定しがたいかもしれません。ただ、このような問題が大きくなっているとは言えると思っております。

それから、セクハラ被害の割合と被害者が誰にも相談しなかった割合ということで、被害の経験の割合といたしましては、18年度と13年度を比較いたしますと18年度には5%程下がっております。そういう意味ではセクハラについては、少しずつ、認識が高まってきているのではないかという気がしております。相談しなかった割合については、13年度は残念ながら調査しておりませんので、カッコBは18年度の部分だけとなりますが、今後は、継続的な調査も可能になると思っております。

4番目ですが、性別による固定的な役割分担意識を肯定する人の割合というようにしてあります。肯定するというのは、「男は仕事、女は家庭」とよく代表的に言われるのですが、「それでいいだろう」というような考え方なので、男女共同参画を推進する上では、この肯定をする割合が少なくなっていく方が望ましいというように捉えております。しかしながら、この結果でいきますと13年度から18年度にかけては、逆に増えているという状況にありまして、望ましい状況ではありませんが、更に5年遡り平成8年と比較いたしますと、48.5%ということですので、そこから見ますと若干下がっていると言えます。国の調査では、今年それに反対するという人が52.1%となりました。年々反対派が増えてきていることを考えますと、市でも更に意識啓発が必要であると考えております。

次に下の囲みとなりますが、これは基本目標2に該当する部分ですが、女性の登用率を記載しました。まず、1つ目は先ほども出ましたが、各種審議会等委員への女性の登用率ということで、平成18年度21%ということでご紹介いたしました、

その5年前の13年度は17.8%ですので、そこから比較いたしますと上昇してきているかと思えます。また、市職員の女性管理職登用率については、課長職職員の実数からして、4名から9名に伸びております。18年度は4.4%、ちなみにこの表にはありませんが、19年度は5.1%ということで、実数13名となっておりますので、確実に増えてきております。女性職員の割合も多くなってきておりますので、今後もその割合は高まっていくものと捉えております。

次に3つ目の小中学校におけるの女性管理職の割合ということで、こちらにつきましても、13年度と18年度をそれぞれ比較いたしますと確実に増えていることが確認できるかと思えます。実数的にも13年度は6名、18年度は16名となっております。1年ごとでは、なかなか比較変動を確認出来ませんが、このように5年間のスパンで見ると変動があるというのが確認できるかと思えます。こちらの表は以上ですが、進捗状況ということでは、女性センターの状況についても、今回簡単に説明させていただきたいと思えます。

女性センターの業務概要で説明させていただきます。業務概要6ページをお開きください。目を通していただけたかもしれませんが、6ページについては利用者数の推移を表しております。女性センターにつきましては、ご存じのとおり平成18年度から指定管理者制度を導入しております、函館家庭生活カウンセラークラブが、現在、施設の管理運営を行っております。この業務概要についても、指定管理者が作成しております。6ページの利用者数下段の方ですが、合計としては14,201名です。グラフの説明を若干させていただきますが、平成10年度から平成11年度にかけて極端に利用者数が下がっておりますが、下の方に説明がありますように、一日を午前・午後・夜間という3区分で統計をとっており、それを積み重ねた数字を累計していたのですが、利用団体の中には、午前から午後にかけて利用したりする場合があります、10年度までは、ダブルカウントしていたところがあります。11年度からは実数に置き換えることをいたしましたので、利用者数が半減したような形になっておりますが、そういう状況でございます。17年度から18年度にかけては、左側の団体利用の部分が随分減っているように思えますが、これにつきましては函館家庭生活カウンセラークラブが実施しておりますカウンセラー3級養成講座というのが影響しており、こちらの養成講座は多人数で週に2回、半年間に渡り、学習いたしますので、その延べ人数でいきますと、ちょうど17年度は、50から60名の方が半年間に渡り、熱心に学ばれたということになり、17年度の団体利用の数は突出しております。18年度につきましては、16年度並の利用となっております。女性センターの利用につきましては、グループへの諸室の貸し出しや、講座の開催をメインにご利用いただいておりますが、そのほか、託児室というものもありまして、親子で遊んでいただけるように、託児室を解放する日を設けたり、あるいは、図書室や談話室がありどなたでも自由にご利用できるようになっております。さらには、家庭生活全般に関する電話相談にも対応しております。各種講座の実績といたしましては、男女共同参画に関する講座や、DV、就業支援講座、男性料理教室、そういうものもやっていただいております。8ページ以降に事業の概要が掲載されておりますので、後ほど目を通していただければと思えます。指定管理者としての新たな取り組みとしては、今年初めて「女性センターだより」というものを指定管理者が発行しております。こちらは、女性センターをより多くの方に知っていただきたいという意図で指定管理者で考え、作成し、市の関係する各施設などや市民ホールにも配布いたしました。今後も継続して発行する予定となっております。

男女共同参画の進捗状況につきましては以上です。

藤井会長

ありがとうございました。

女性センターの業務概要も含めて、説明がございました。只今の説明の関しまして、ご質問・ご意見をお受けしたいと思えます。まず、ご質問のある方お願いします。

(質問なし)

ご意見がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、続きまして議題3に移らせていただきます。「(仮称)第2次函館市男女共同参画基本計画」の策定についてですが、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局
(下中課長)

それでは、議題3について説明させていただきます。「(仮称)第2次函館市男女共同参画基本計画」の策定についてですが、最初に、これまでの流れについてご報告いたします。計画策定にあたりまして、平成18年5月に、市民事業者意識調査を実施いたしました。それを基にして、現状把握を行い、その後、12月に本審議会に諮問させていただきました。平成19年に入りまして、2月・4月・6月と会議を重ねまして、6月の下旬になりますが、会長・副会長より、市長へ「答申書」をお渡しいただきました。その後、7月に「庁内推進会議」を開催し、さらには、8月に庁内推進会議の下部組織であります「幹事会」を開催し、内容を精査いたしまして『素案』を作成いたしました。9月にはパブリックコメントを実施し、1ヶ月間に渡り、意見募集いたしました。11月にはパブリックコメントの実施結果を公表するとともに、庁内の事業調査を実施しております。現在は、庁内の事業についても取りまとめながら、基本計画の付属資料を作成しております。付属資料ができ次第、皆様の方にご報告いたします。

計画書の構成につきましても、新たに半数の委員の方が就任されましたので、ここで説明させていただきたいと思えます。

本日、配付しております「素案」ですが、1ページから2ページにかけて計画策定の背景と基本的な考え方を示しております。平成10年に「はこだてプラン21」を策定し、今年度で10年が経過することとなり、20年度からの男女共同参画を推進する上で、基本計画が引き続き必要であるということから、この計画を策定したというようなことを記載してあります。

基本目標については、「はこだてプラン21」は5つの基本目標でありましたが、具体的な事業を見ましても、再掲となっている事業が多く、内容を網羅しながらも、スリム化できるのではないかとということから、皆様のご意見もいただきながら、3つの目標に設定しております。3ページに3つの目標について、概要を説明しておりますが、その中ほどの蛍光ペンを付けたところについては、パブリックコメントで修正した部分ですので、後ほど説明させていただきます。

具体的な施策の体系についてということで、5ページの体系図をご覧いただきたいと思えます。将来目標としては、「男(ひと)と女(ひと)ともに輝く豊かなまち」ということで、今後はこれをキャッチフレーズのような形で使いながら啓発に努めてまいりたいと思えます。

基本目標としては、大きく3つに分かれており、1つ目が「人権尊重と男女平等の意識づくり」ここでは、DVやセクハラの問題なども含めて、性別によらず、誰もが男女平等を実感出来るような社会を目指して、学校・家庭・地域など様々な場で啓発活動を推進していくこととしております。推進の方向としては3つありまし

て、さらにその下に主要施策を掲げております。

それから、2つ目ですが基本目標の2として「あらゆる分野への男女共同参画の促進」。家庭・職場・地域などでは社会慣行や固定的な役割分担意識があることにより、男女共同参画が十分に進んでいない分野というのがあります。そうした分野への男女共同参画を図るために、ポジティブアクションやワーク・ライフ・バランスの推進など、多面的な支援あるいは環境整備を進めることとしております。推進の方向としては5つ、その下に主要施策を掲げております。

次に基本目標3「多様な生き方が選択できる環境づくり」。これは「はこだてプラン21」の基本目標の5番目に近いものであり、少子高齢社会においては男女が協力して家事・育児や介護を担っていくことが大切であり、あるいはひとり親家庭や単身高齢者なども増加してくることが予想されますので、そういった事態も踏まえて一人ひとりが自立的に暮らすことができるような学習を進めていくことが大事であるということから、そういう機会を提供する。それと、基本となる生涯を通じた男女の健康支援、女性の妊娠・出産に関わる部分も含めて、健康支援に努めていくこととしております。6ページ以降につきましては、今、申し上げました各目標のそれぞれについて解説し、具体的な表現で皆様にお知らせするようになっております。24ページの第4章では、こうした様々な施策を進める上で、重要な部分を掲げております。まず、推進体制の1つとして、男女共同参画審議会の機能を十分に活用する。2つ目としては、庁内的な体制を整え、庁内で一体的に取り組むことと、さらには関係機関との連携をはかっていくことが大事だということを明らかにしております。このような計画の枠組みになっております。

パブリックコメントについてですが、6ページものの資料をお開きいただきたいと思っております。こちらの3ページから5ページにかけて意見の概要と市の考え方を記載しております。パブリックコメントは9月3日から10月5日まで募集し、6名の方から21項目にわたってのご意見をいただきました。まず、修正した部分ですが、1箇所になります。それは、意見番号2のところですが、『DVやセクハラのは否定は当然だが、これが「誰もが男女平等を実感できる社会をめざします」と、どう結び付くのか。』というご意見がございました。ご意見を具体的に言いますと「力で押しきれないように、女性が体力を付けることなのか。」というようになっておりましたが、そのご指摘の部分を取りやすくするために、先程の素案の3ページの修正の状況となっております。もともとの文章は、「男女平等意識の啓発を進め、人権を尊重し、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントのない、誰もが男女平等を実感できる社会をめざします。」とありましたが、直接結び付けているために、理解が妨げられたと考えられましたので、「人権を尊重し」の部分をも「誰もが男女平等を実感できる社会をめざします。」の前にもってきて、「男女平等意識の啓発を進め、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントのない、人権を尊重し、誰もが男女平等を実感できる社会をめざします。」に修正いたしました。

また、パブリックコメントの集計結果に戻りますが、その他については、例えば、3番のご意見「性教育の充実を入れてほしい。」というご意見もありましたが、基本方向の文中に「あらゆる教育活動」という文言がありまして、そこには、性教育も含め、全てのものが含まれておりますので、修正しないことにいたしました。

意見番号14番、15番についてですが、「専業主婦を否定するものではないことを明記してほしい。」というご意見がありました。専業主婦を含めまして、考え方としては、個人の価値観やライフスタイルを尊重するという視点で、この計画を策定しておりますので、特段この部分だけを掲載するというのも違和感があります

ので、文章の追加は行わないこととします。と回答しております。

その他、全体として、DV・セクハラ対策や子育て支援や女性の登用等に関わる具体的な取り組みや方向性などのご意見もありましたが、素案を修正するというのではなく、これからの施策の推進にあたって、今回のご意見を踏まえてすすめていきたいと考えております。そのような形で回答しております。これは現在、市のホームページで公開しております。

最後に基本計画の構成ですが、現在資料編を作成作業中であり、6ページものの資料の最後のページになります。これは、先程の素案の目次でいきますと、第1章から第4章までは答申をいただきました時点と同様となっております。そこに資料編を掲載する予定であります。参考資料としては次のようなものを掲載していきたいと考えております。

まず、数値目標および指標項目ということですが、以前の審議会でも数値目標の設定についてのご意見がありました。また、パブリックコメントの中でも、数値目標の設定の必要があるのではないかとのご意見もありまして、目標の設定については、庁内でも検討を進めております。また、他都市では「市民意識調査」の結果なども目標値として設定しているところもあります。他都市の状況も、参考にしながら、現在、庁内で検討を進めておりまして、数値目標あるいは、目標値は明言できませんが、毎年調査しております進捗状況を見るだけでも、男女共同参画の推進状況を捉えることができるものもあるかと思っておりますので、そういうものを指標項目とし、どのようなものが良いか考えております。そういうものが設定されますと、今後の推進状況を推し量る材料となると考えております。

次の「基本計画の具体的な取り組み」ですが、本編では3つの基本目標とそれぞれの推進の方向、そして主要施策を掲げております。これらをさらにわかりやすくイメージしていただくため、参考として平成19年の各部局所管の具体的な取り組みについて掲載していきたいと考えており、現在、庁内の取りまとめを行っているところです。

3つ目としては年表です。他都市の計画書などでもほとんど例外なく掲載されておりますが、世界の動き、国、道、市町村のこれまでの男女共同参画の流れというのを確認するような年表を掲載します。男女共同参画は、国際社会の動きと無縁ではありませんので、そういうものをご理解いただくうえで、不可欠なものと考えておりますので、第2次の計画についても、掲載していきたいと考えております。

次の関係法令ですが、主なもの4つをピックアップいたしました。まず1つ目は、平成17年に制定いたしました「函館市男女共同参画推進条例」、それから国で定められた、平成11年に策定された「男女共同参画社会基本法」、何度か改正されてきておりますが、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」を掲載したいと思っております。4つ目としては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。これにつきましては、今年改正になりまして、来年1月から施行という新しいバージョンで掲載したいと考えております。これは、全文あるいは抜粋の形ではありますが、以上の4つの関係法令を掲載したいと考えております。

議題3について、資料の説明は以上です。

藤井会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご意見・ご質問をお受けいたします。

まず、ご質問からお願いいたします。

古川委員 数値目標に関しては、庁内で検討されているということですが、今の段階で審議会から意見することは可能なのでしょうか。それとも、庁内での検討となるのでしょうか。

事務局
(下中課長) 今回の時点では、こちらで構想を練ったあとに、例えば、労働状況の調査や各部局で所管している施策がありますので、庁内調整の中で進めていきたいと考えております。

古川委員 実際に計画案が具体的にどのように動いていくかという時には、数値目標は、とても重要な事だと思しますので、審議会の意見を反映させていただきたいと思いません。今までの「はこだてプラン21」施策の推進状況にありましたけれども、例えば、「市の女性の登用」だとか、それから「審議会の登用」だとか、そういうところで見ても、「2割の目標を超えているから、それでいい」というようになるのか、それをもっと、「フィフティ・フィフティになるのをめざす」ということでいくのかなど、市の管理職の登用に関しても、「数字」だけを見ると、すごく部局が限定されているのではないかと思います、多くの部局において、女性の意見が採用されていくような登用のされ方を望みます。

事務局
(下中課長) 女性の登用や職域の拡大等については、素案の計画書の中になくても、どんどんご意見をいただきながら、あるいは、庁内の中でも当然認識している部分ですので、その点では、進めていくことができると考えております。登用に関しては、国が2020年までに30%と目標値を定めておりますので、市においても、国と同様に30%をめざしていきたいと考えておりますし、指標項目について先程申し上げましたのは、資料編に掲載しております、今後その指標項目についても、施策をすすめていく中で、さらに指標となる項目も追加しながら、進めていくことも可能であると考えております。もちろん、今現在、庁内で調整しているものが固まった段階で委員の皆様にお示ししたいと思っております。審議会の開催については、時間的に難しいと思っておりますが、ご意見については、お受けいたしますのでよろしく願いいたします。

藤井会長 ありがとうございます。
私達の意見が反映される余地がまだあるということで、捉えていただきたいと思っております。
例えば、資料の2ページにあります雇用における男女共同参画の促進にあたって、小中学校における女性管理職の数につきましても、さらに道教委としても、増やしていく方向にあるというように受け止めておりますので、そのこともお知らせしておきたいと思っております。
それでは、他にご質問はございませんか。

青山委員 パブリックコメントについてですが、意見提出は、記名なのか無記名なのか。また、個人で出されたものなのか、団体からの意見提出なのか、分析は行っているのでしょうか。

事務局
(斎藤部長) 無記名ではなく、記名式でパブリックコメントを実施しております。

青山委員 回答するにあたっては、ホームページで回答しているということですね。また、記名式ですから、団体であれば、その団体の方々をイメージして、活動されている団体の要求だとかそういうことに対して、考慮したかたちで、回答を作られているのかをお尋ねしたい。

藤井会長 個人としてもありますが、個人としてのご意見ではなく、団体としてのご意見、立場に対して、どうしているかということですね。事務局お願いします。

事務局
(下中課長) パブリックコメントについては、個人で受け付けており、その背景には、確かに各団体があるかもしれませんが、あくまでも個人のご意見として、受け止めております。住所、氏名を明記していただいた上で、ご意見を提出していただいております。意見提出の方法といたしましては、EメールやFAX、色々なかたちでのご意見の提示がありました。

青山委員 意見提出された方は、ホームページに掲載した内容で納得したということで、よろしいのでしょうか。

事務局
(下中課長) 特に、ホームページに掲載した後、意見等はございませんでした。

大門委員 市の管理職の女性の登用率についてですが、私は「数字」だけが上昇すればよいという考え方ではなく、やはり、その職にふさわしい力を付け、管理職へ昇格していくのが望ましいと思います。私は函館市PTA連合会の事務局にありまして、今年で20年になります。市内で小中学校あわせて76校ございますが、今現在PTAの会長は女性は10名おります。20年前は、女性のPTA会長はたった1名でした。初めての女性PTA会長ということで、新聞にデカデカと取り上げられまして、そういう時代でありました。20年経って、やっと10名かという感じです。ただ、現在PTA会長をなさってる女性の方々は、やはり、力をつけておられます。だから、私どもも「誰でも、PTA会長になれますよ」とは言いません。それなりの組織を統率していくという力がなければ、女性だからといってPTA会長へは勧めません。力のある方はどんどんPTA会長になっていただきたい。本当の意味で、女性が力をつけて行くということだと認識しておりますので、「数字」ばかり気にしていくのもどうか、という感想でございます。

古川委員 今、おっしゃたことは、よく理解できますが、20年前は、1名だったのが、今は、10名になったというのは、色々な環境の中で、もちろん10名の女性の方々が研修をなされたということもあるのかと思いますけど、ある意味、その研修を受ける機会も、20年前はなかったのかもしれませんが、それはよくわかりませんが、やはり、その「数字」というものを作っていく限りは、女性の社会進出する場というのは失われやすいという状況の社会ですから、そういう意味での「数字」というのは絶対的に必要であると思います。デンマークなどの状況を見ますと実現不可能と思われるような「数字」を掲げて、女性がどんどん社会進出していった状況がありますので、今のご意見について、基本的にはそうだと思いますが、やはりそういった「数字」はとても大切だと思います。

また、パブリックコメントというのも、大切だと思いながら、この件数で市民の意見が反映されたのか、という不安があります。それは残念ながら、市民ひとりひとりの意識がそうなんだとろうなということもあって、そのへんをどのようにし

て、もっと多くの人達がパブリックコメントに意見を出せる状況をつくるのか、これからの課題になってくるのではないかと、わたし自信も色々な場面で、パブリックコメントがあるので意見提出しようと思っていたら、提出期限を過ぎてしまったということがありますので、そういう意味ではなかなか難しいのかもしれませんが、件数が少なくてとても残念なのが、感想です。

藤井会長 まず、先程のお話で女性の管理職登用率などということで、ご意見を伺いたいと思います。

成田委員 私も感想としてですが、「数字」を無理矢理掲げていくのはどうかと思いました。その「数字」を上げていくためには、市の施策の体系図を見ていると、全ての部署や事業に男女共同参画社会への動きが、「今10年経とうとしている中で、動いているんだなあ」ということを、この審議会に初めて参加して、やっとわかりつつ、まだわからない部分もたくさんありながら、こういう全てのつながりで、底上げしていくことで、徐々に「数字」というものは、上がってくると信じて、「男女共同参画社会への道」が今やっと開けてきているのではないかとこのように感じました。ですから、「数字」も大切ですが、それがこの管理職とかそういうことだけでなく、基本目標の施策がうまく進んでいけば、自然に女性の登用率というのは、上がるといいますし、そういう社会になっていけばいいと思います。

青山委員 今の女性管理職の登用率なんですけど、私もある会社を3年前退職いたしまして、函館だけではなく、東京・札幌などあちこちで仕事をしてきたのですが、私の会社は割と女性の業種もあったせいかもしれませんが、女性管理職数は非常に多かった。また、そういう環境の中で育成された方が、管理職になっており、十分に力を発揮されている。実際の仕事を見ますと、発想力・真面目さ・一生懸命さを見ますと、男性でもそうでない方がおりますから、男性・女性の差はないと思います。「数字」をどんどん上げていってですね、管理職に任用するにあたっては適正や能力などで判断いたしますので、なったら、それにふさわしい、適材・適所に配属いたしまして、あとは、研修なんですよ。当然、それに任用される候補になった方というのは、真面目に一生懸命に勉強していきます。ある程度「数字」をあげて、女性の意欲を引き出すような施策はどんどん進めていった方がよいと思います。

藤井会長 この事に関しては、今度、また、ご意見をいただきたいと思います。
それから、事務局に確認なんですけど、パブリックコメントを求める方法ですが、どのような方法が行ったのか、確認させてください。

事務局
(下中課長) 市におきまして、今年の4月にパブリックコメントの要項が設置されまして、各計画書策定や条例改正などの場合に、必ず市民の意見を求めることということが定められております。そういう中で、手段としては、広く公平に市民に行うことですが、なかなか、紙での配布というのは、行き届きにくいという現状もあります。募集にあたっては、印刷物を用意いたしまして、関係支所などに配布し、そのほか、ホームページに掲載したり、具体的なご意見を求めるような形にいたしました。パブリックコメントについては1ヶ月以上の募集期間を設けるという要項の規定がありますので、同様に1ヶ月の期間おいて、ご意見を求めたという状況になっております。

藤井会長 ありがとうございます。印刷物の配布，ホームページに掲載ということでありましたが，なお，集まりやすい状況を作っていただきたいと思います。

事務局
(下中課長) 補足ですが，「市政はこだて」でも，掲載いたしました。

藤井会長 それでは，他に，この件以外のことで，何かありますか。
ご意見ご感想も含め，何かありましたら，どうぞお願いいたします。

青山委員 以前に「函館地区は，男女の固定的な性別の役割分担意識が全国に比べ低い数字である」と議論いたしました，市長に対し，男女共同参画の必要性なども事務局から説明されていると思いますが，市長がこの答申を受けられた時に，どのようなコメントをされたのか，大変興味をもっておりますので，お聞きしたい。

大門委員 結構な時間を取っていただき，会長と私とで，市長といろいろなお話をいたしました，やはり，市長さんもこの男女共同参画ということについては，かなり，理解を示しておられまして，いろいろな知識もございました。このように男女共同参画を進めていくことについては，函館市も全面的にバックアップしていきたいとも，おっしゃておられました。また，「女性の地位がどんどん上がっていくというのは，函館市にとっても「宝」であるので，がんばってください。」とのお言葉をいただきました。

藤井会長 強い関心と前向きの姿勢があったということですね。よろしいでしょうか。
他にご意見ご感想はありませんか。

廣瀬副会長 資料をいただいてから，一生懸命，時間を見つけては読んでいたんですが，その時の感想ということでお話しすると，市民に知らせていくということが大切なことだと思いましたが，それにしては随分カタカナ文字が多く，どれだけの人が意味を捉えて理解していくのかという感じがすごくいたしました。また，本日この会議におきましても，私も含め，皆様，当然のように使っておられますけど，さあ，これが一般市民の段階にいった時に，ちゃんと理解していただけるのかなあと思ったら，ちょっと疑問に思っているところがあります。今後，資料を作成したり，パンフレットで啓発する場合，出来るだけ横文字ではなく，やさしい言葉で一工夫された方がいいんじゃないかと思いました。

事務局
(下中課長) 素案については，確かに横文字が多いこともありますが，どうしても，世界の動きと連動しているということもあり，外国から入ってくる言葉も多く，そういう中で，素案ではある程度，用語の解説も記載してあるのですが，副会長のおっしゃるとおり，例えばワークライフ・バランスとかポジティブアクションとかいうのは，この用語の解説だけでは，足りるものではないと思いますので，PRを進めていく上では，それを，イメージできるような「言葉・メッセージ」というのも必要かと考えております。今の段階では，この紙面の都合で，短い説明になっておりますが，今後，普及・啓発していく部分では，工夫していきたいと思っております。

藤井会長 よろしいでしょうか。

直訳しづらい、あるいはもう市民権を半ば得ているような言葉もありますが、受け取る側にとって、様々な受け取り方があるかと思いますので、少し説明があるとよろしいかと思います。

ほかには、いかがでしょうか。もう少し時間を取りまして、今後の審議会への思いや、感想など、特に初めてご参加された方、ご意見やご感想がありましたら、どうぞお願いいたします。

(意見・感想等なし)

それでは、今後もこの審議会の中で意見交流を図っていきたいと思います。

最後の議題に入りますが、「その他」とありますが、事務局お願いいたします。

事務局
(下中課長)

4点ほど報告させていただきます。まず、一つめの「はこだて男女共同参画フォーラム」ですが、今年度は10月27日(土)に実施いたしました。住田裕子弁護士をお迎えし、400名近くの方にご来場いただきました。テレビ番組の裏話なども交えながら、男女共同参画の必要性についておもしろおかしくお話していただきました。アンケート結果などからも、非常に楽しく、わかりやすくよかったと評価をいただきました。また、審議会の委員の方にも何名かご出席いただきました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

次の2点目なのですが、「北海道社会貢献賞受賞」の報告をさせていただきます。配付いたしました、北海道の男女平等参画情報紙「イコールパートナー」の7ページをお開きください。中程にあります「北海道社会貢献賞」これにつきましては、男女平等参画社会づくり功労者ということで、全道で毎年3名の方が表彰されていますが、今年はそのうちの2名、函館市から受賞されましたのでご報告します。一人目の方が、荒木和子さん。函館家庭生活カウンセラークラブの代表の方です。現在、女性センターの指定管理を受けて、館長としてお勤めいただいております。カウンセラークラブといたしましては、毎年カウンセラー養成講座を開催し、人材養成に努めているほか、平成16・17年度には函館市女性会議会長としてもご活躍されております。ご自身もボランティアとして電話相談などの対応され、日々忙しく過ごされておられます。

もう一人の方は、富樫絹子さん。この方は、現在の函館市女性会議会長でございます。男女共同参画について非常に熱心に学ばれており、市で実施しております男女共同参画国内研修にも参加され、研修生交流会の立ち上げに関わったり、さらに勉強しようということで「女性学サロン」というサークルも立ち上げるなど、積極的に講師を招いたり、学習機会を設けられました。また、平成17年の当市の男女共同参画推進条例の制定にも関わっていただき、当審議会にも第1期公募委員としてご参加いただきました。この授賞式は明日20日、渡島支庁において行われる予定となっておりますのでお知らせしておきます。

3つ目の「DV被害者サポーター養成講座」ですが、今年度新たに取り組んだ事業ですのでご報告いたします。これにつきましては、市からウィメンズネット函館に委託し、10月から11月にかけて7回連続講座として実施していただきました。非常にハードなスケジュールの中、皆さん熱心に最後まで学ばれておりました。募集人員30名のところ、非常に関心が高く、申込者数55名となりまして、かなりぎゅうぎゅう詰めの状態ではあったのですが、皆さんのご要望にお応えし、全員に受講していただきました。各回の受講者数は、その上の表の右端に記載してあります。講師といたしましては、精神科の医師、弁護士、実際にサポーターとして活躍されている方、警察の方など専門的な知識や情報をもっている方々が皆様の指導にあたられました。テーマとしては、右にありますように、「DVを取り巻く社会構

造」や「被害者の心理」「具体的なサポート活動の手法」など多面的に学習されました。実際に受講者の中には、すでに相談業務等に就いていて、「自分の資質向上」を目的として参加されている方もいらっしゃいましたし、また、講座を受講した後、新たにサポーターとして登録を希望された方も14名いらっしゃたと聞いております。そういう意味では、人材育成として、この講座は非常に効果が大きかったものであり、今後の人材の裾野も広がっていったのではないかと考えております。この場をお借りし、ウィメンズネット函館の代表である、古川委員にお礼を申し上げます。どうも、ありがとうございました。

最後になりますが、審議会の開催につきましては、答申をいただくまで、頻繁に会議を実施してはいたしましたが、今後につきましては通常年2、3回の会議の開催を考えております。次回につきましては、基本計画が出来ます、年度末の3月に開催したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。報告については以上です。

藤井会長

4点報告がございました。委員の皆様から何かございませんか。

(意見なし)

それでは以上で、本日の議事を終了いたします。

以上をもちまして、平成19年度第3回函館市男女共同参画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会(19:30)